平成２４年（フ）第８１４号
広島市西区大宮２丁目４番８―103号
債務者　黒瀬　榮二
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０号
山口県萩市大字椿東2609番地
債務者　早川　克幸
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第６４号
熊本県荒尾市樺1648番地
債務者　川上　　豊
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第７１号
熊本県荒尾市牛水688番地５
債務者　栗下かおる
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１０８号
静岡県富士宮市山宮865番地の３、前住所北海道余市郡余市町黒川町12丁目94番地２
フィオーレＣ103号室
債務者　佐野　哲也
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１１１号
宮城県大崎市古川小稲葉町10番21号
債務者　古川　浩美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
栃木県真岡市荒町２丁目18番地18　久保コーポ103号
債務者　小野崎政行
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（フ）第３４２号
金沢市高尾台１丁目34番地
債務者　今﨑　信義
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２８７号
山梨県南アルプス市小笠原1211番地　オールムーン櫛形308
債務者　中嶋　　武
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１１号
山梨県山梨市下石森696番地の７
債務者　山本　朝子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
山梨県山梨市小原西188番地　シャルマンＡ102
債務者　杉田　　久
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１３号
山梨県山梨市小原西188番地　シャルマンＡ102
債務者　杉田　徳子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
山梨県甲府市後屋町653番地２―58
債務者　中嶋　浩子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
長野県松本市沢村２丁目３番52―101号　メゾン21深志北
債務者　西牧　睦子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第８０号
長野県諏訪郡下諏訪町6423番地４
債務者　森山　千春
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１６３号
三重県津市香良洲町6175番地１
債務者　ＡＫＰこと　加藤　幸則
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６４号
三重県津市白塚町58番地３　市営住宅４号館503
債務者　岩崎　健太
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
津地方裁判所破産係